

22 ロシア (Russia)

援助政策等

1. 基本方針

2014年4月、プーチン大統領が「国際開発援助におけるロシア連邦の国家政策コンセプト」（以下、「国家政策コンセプト」）を承認し、ロシアの国際開発援助の新たな方針が定められた。「国家政策コンセプト」は大統領令により承認されている文書であり、ロシアの援助政策を規定するための最重要文書である。同コンセプトでは、重点分野、重点地域、援助の実施形態・実施要件、ステークホルダーの参加、援助の評価基準等が定められている。

※「国家政策コンセプト」に記載されている優先対象地域、優先分野、援助実施のための基本条件の概要は次ページ以降を参照。

2. 援助規模

ロシアは、ソ連時代から、特にアフリカ諸国との関係構築のために資金援助等を実施していたが、ソ連邦解体後は対外援助が一時停止された。1991年にロシア連邦となってからの援助規模は小さいものであったが、2000年代に入ると好調な国内経済を背景に国際的な役割強化に対する関心が徐々に高まった。そして、2006年にはロシアがG8議長国を務め国際的な責務を担うようになったこともあり、2003～2005年には約1億ドルであった開発援助額は、2007～2008年には2億1,000万～2億2,000万ドルにまで増額した。2009年に発生した世界経済危機を受けてユーラシア経済共同体（EAEC）^{注1}の危機対策基金へ出資したこともあり、同年の援助額は7億8,500万ドルと過去最高額に達した。その後の援助額は毎年5億ドル前後の水準で推移していたが、2013年からは再び増額されて、2015年は11億6,160万ドル、2016年は12億5,804万ドル、2017年は11億8,960万ドルに達した。これは対GNI比0.08%に相当する。

3. 重点分野

「国家政策コンセプト」では、援助の優先分野として、被援助国における国家運営システムの改善、貿易投資環境の改善、産業・イノベーションの育成、経済活動

の活性化のほか、組織犯罪および国際テロ対策、国際平和維持活動および平和構築支援、さらに社会経済インフラ整備、水および電気へのアクセス確保、情報通信の整備、農業支援、感染症対策、教育、環境保全、人権保護といった広範な分野が取り上げられている。

4. 重点地域

米州、アジア（中央アジア・コーカサス、中東）地域が大半を占め^{注2}、北朝鮮に対して5771万ドル、シリアに2053万ドル、キューバに3億7307万ドル規模の支援を実施したことが特筆される。

5. OECD開発援助委員会（DAC）との関わり

2017年現在、ロシアはDACメンバーではないが、2010年以降は財務省がロシアの援助実績をOECD・DACに報告している。他方、ロシアによる援助は、DACが定める政府開発援助（ODA）の定義に必ずしも合致していないため、ロシアでは「国際開発援助（International Development Assistance）」という、より広義の用語が使われている。

6. 援助形態の特徴

かつてのロシアには二国間援助を実施するだけの余力がなかったため、多国間協力での人道援助が重視されてきた。しかし、「国家政策コンセプト」では、二国間援助の重要性がより前面に出されることとなった。多国間援助に代えて、二国間援助の割合を増やそうとしている背景には、「ロシアの顔」を被援助国側により強くアピールすることがある。ロシアの二国間援助（資金はロシアが拠出するが国際機関を経由するものを含む）と多国間援助の比率は2015年が78：22、2016年61：39、2017年は62：38となった。

また、アジアインフラ投資銀行（AIIB）に対して2億2222万ドルを出資しており、国連機関への支出合計金額（1億4822万ドル）よりも多いことが特筆される。

注1：ロシア、ベラルーシおよび中央アジア4か国から成る経済共同体。2000年10月10日に創設が発表され、2015年1月1日のユーラシア関税同盟発足により発展的に解消された。

注2：2017年の援助の主な地域別割合は、アジア（特にキルギス、北朝鮮）が約35%、中南米（特にニカラグア、キューバ）約51%となっている。

実施体制

1. 担当省庁

外務省や予算を管理する財務省のほか、経済発展省、非常事態省、国防省、消費者権利保護・福祉監督庁等が個別の援助案件を手掛けており、各省庁が案件の成果を財務省に報告し、財務省がこれをOECDに報告している。なお、実際の資金拠出等に係る最終決定は首相府で採択されている。

2008年9月、ロシア外務省傘下に連邦CIS問題・在外同胞・国際人道協力庁が設置され、CIS諸国をはじめとする各国への支援、人的・文化交流事業の実施、ロシア語教育・留学等による在外ロシア人支援等を所掌している。

また、「国家政策コンセプト」に従い、2017年3月、援助分野における関係省庁間の調整を行う経済発展・統合に関する政府委員会国際開発援助分科会が設立された。

2. NGO等の役割

従来、ロシアの国際開発援助におけるNGO等の役割は限定的であり、2007年の「開発援助コンセプトペーパー」では、援助実施に際してのNGOとの協力はあくまで必要に応じて行うとされていた。他方、2014年の「国家政策コンセプト」では、NGOが実際の援助の担い手となることに加え、シンクタンク的な役割を担うことが期待されている^(注3)。

●ウェブサイト

- ・ロシア連邦財務省：<http://www.minfin.ru>
- ・ロシア連邦外務省：<http://www.mid.ru>
- ・ロシア連邦CIS問題・在外同胞・国際人道協力庁：<http://rs.gov.ru>

※「国家政策コンセプト」に記載されている優先対象地域、優先分野、援助実施のための基本条件の概要

- (1) 優先対象地域（第9条）：(ア)CIS諸国、「アブハジア共和国」、「南オセチア共和国」およびロシアとの善隣友好・同盟を方針としているその他の国々ならびにロシア連邦と共に国際機関およびユーラシアの機関に加盟している国々、(イ)ロシアと歴史的に友好関係を有している国々、(ウ)ロシアと互恵的な経済および社会プロジェクトの共同実施に参加している国々、(エ)その国との協力がロシア連邦の国益に適う発展途上国。
- (2) 優先分野（第10条）：(ア)被援助国の国家財政の運営を含む、国家運営システムの作業の質の向上、(イ)商品およびサービスの越境移動の手続き簡素化を含む、被援助国における貿易投資環境の改善、(ウ)被援助国における産業・イノベーションのポテンシャルの形成、(エ)被援助国における経済活動の活性化および住民の最貧困層が同活動に参加するための前提条件の創設、(オ)組織犯罪および国際テロ対策に係る国家システムの創設および改善、犯罪集団および犯罪組織の活動に対する資金提供の阻止、(カ)ロシアの国際平和維持活動および平和構築委員会への参加拡大等を通じた紛争後の平和構築の取組に対する支援、武力紛争を経験した国家の未来志向的な社会経済発展の支援および紛争再発の防止、(キ)地域経済の統合、国家制度の発展、輸送インフラの創設、天然資源の合理的利用、被援助国住民の最貧困層の生産活動への参加を伴う同国内における社会経済プロジェクトの実現、(ク)水および電気をはじめとする生活上の最重要資源への被援助国住民のアクセスの確保、(ケ)情報通信技術の分野および先進国と発展途上国との間の情報の非対称性の克服における被援助国の技術上の自立性確保のための環境整備、(コ)被援助国の食料安全保障および農業発展の支援、(サ)感染症蔓延の予防等のための保健および社会保護に係る国家システムの強化、(シ)初等教育および職業教育をはじめとする被援助国住民のための教育の質の向上および教育へのアクセス可能性の確保、(ス)環境保全および国境を越える環境問題の解決のための施策の実施、(セ)人権保護を含む民主的社会制度の発展。
- (3) 援助実施のための基本条件（第15条）：(ア)外国政府からの開発援助の供与要請、(イ)関心を有する連邦行政機関、被援助国と国境を接するロシア連邦構成主体の行政機関による援助供与に向けたイニシアティブ、(ウ)様々

注3：「国家政策コンセプト」には、「国際開発援助におけるロシア連邦の国家政策の実現に係る施策の実施には、学術団体、社会諸団体および実業界が参加することができる。」（第18条）、「社会団体、ロシア連邦で登録されている非政府および非営利の団体は、文化的および人道的関係の発展を支援しながら、外国の社会諸団体および慈善団体との協力を発展させることができる。」（第19条）とされている。

なイニシアティブを実現するための金銭的又は技術的支援を求める国際機関の要請、(エ)ロシアの実業界および社会団体による援助供与に向けたイニシアティブ、(オ)被援助国が、貧困対策に係る国家プログラム、又は持続可能な社会経済発展、教育、保健および貧困層に対する社会的支援のための社会制度整備の確保に係る戦略を有していること、(カ)未来志向的な二国間関係の発展に向けた被援助国の関心。

援助実施体制図

